平成２１年（フ）第１７１８号
埼玉県上尾市壱丁目481番地　メゾン藤倉第２Ａ―201、旧住所山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2651番地　ＭＳハイツＢ棟101号室
債務者　三村　佳菜
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７３号
埼玉県川口市柳崎５丁目１番58号　並木ハイツ101号
債務者　渡辺麻衣子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
川崎市高津区千年40番地　ちどり荘102、前住所川崎区高津区子母口348番地　第３たつみ荘101
債務者　長門キオ子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
新潟県長岡市土合２丁目５番21号
債務者　齋藤　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
名古屋市中区栄４丁目15番23号　ライオンズマンション久屋公園914号
債務者　伊東美惠子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５８号
愛知県北名古屋市西之保青野153番地１イーストコート102号
債務者　前田　憲良
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８９号
名古屋市中川区供米田３丁目401番地　プレステイジ清水701号
債務者　加茂　愼一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６６号
名古屋市中村区塩池町２丁目３番20号　クインシティー吉川Ⅱ301
債務者　豊島　美妃
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７９号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1205号
債務者　小山　千秋（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５０５号
愛知県瀬戸市瘤木町62番地
債務者　酒井　洋壽
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４１号
愛知県幡豆郡一色町大字一色字東上二割54番地３
債務者　大下美砂子（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市西岩田３丁目15番地16
債務者　谷川原和子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３１０号
愛知県蒲郡市竹谷町作間15番地１
債務者　加藤　翔子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４６号
愛知県蒲郡市西浦町東一木15番地
債務者　小田　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４８号
愛知県豊橋市羽根井西町６番地の４　203
債務者　鳥井　康夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５３号
愛知県豊川市住吉町２丁目41番地
債務者　藤原真知子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６７号
愛知県新城市緑が丘３丁目５番地９
債務者　五十棲尚美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部